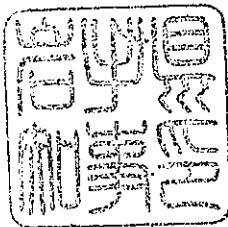


水振第577号  
令和8年1月6日

岩手県内水面漁場管理委員会  
会長 佐藤 由也 様

岩手県知事 達増 拓也

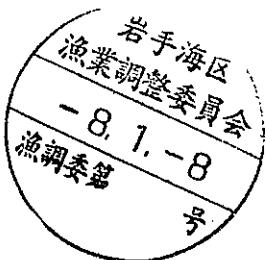


共同漁業権（第五種共同漁業）の遊漁規則の変更認可について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、下記のとおり遊漁規則の変更認可申請がありましたので、同条第4項の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

申請者	漁業権番号（河川名）	変更の概要
田老町河川漁業協同組合	内共第6号（摂待川） 内共第7号（田代川）	遊漁料の額
盛川漁業協同組合	内共第14号（盛川）	遊漁料の額



担当：農林水産部水産振興課  
漁業調整担当 前川  
Tel: 019-629-5819 Fax: 019-629-5824  
E-mail: h-maekawa@pref.iwate.jp

## 田老町河川漁業協同組合 内共第6号及び内共第7号 第五種共同漁業権遊漁規則 新旧対照表

改正前

改正後

田老町河川漁業協同組合 内共第6号及び内共第7号 第五種共同漁業権遊漁規則 沿革 令和5年9月1日	田老町河川漁業協同組合 内共第6号及び内共第7号 第五種共同漁業権遊漁規則 沿革 令和5年9月1日 (令和年月日変更認可)
第1条～第5条 [ 略 ]	第1条～第5条 [ 略 ]
(遊漁料の額及び納付方法)	(遊漁料の額及び納付方法)
第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が小学生以下のときは無料、中学生、肢体不自由者及び高齢者（75歳以上に限る）のときは2分の1に相当する額とする。	第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が小学生以下のときは無料、中学生、肢体不自由者及び高齢者（75歳以上に限る）のときは2分の1に相当する額とする。

遊漁料		漁具・漁法		遊漁料	
		日	券	年	券
水産動物				水産動物	
あ ゆ	友釣り、がら掛け	500円	3,000円	あ ゆ	友釣り、がら掛け
う ぐ い、 や ま め い わ な、 さ く ら ま す	竿釣り (餌釣り、擬餌釣り)	400円	1,000円	う ぐ い、 や ま め い わ な、 さ く ら ま す	竿釣り (餌釣り、擬餌釣り)

2～ [ 略 ]

備考 改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
盛川漁業協同組合内共第14号 第五種共同漁業権遊漁規則		盛川漁業協同組合内共第14号 第五種共同漁業権遊漁規則	
沿革 令和5年9月1日		沿革 令和5年9月1日 (令和年月日変更認可)	
第1条～第5条 [ 略 ]		第1条～第5条 [ 略 ]	
(遊漁料の額及び納付方法)		(遊漁料の額及び納付方法)	
第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が小学生以下のときは無料とし、中学生、肢体不自由者及び高齢者（大船渡市内の75歳以上に限る。）のときは2分の1に相当する額とする。ただし、日券は除く。		第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が小学生以下のときは無料とし、中学生、肢体不自由者及び高齢者（大船渡市内の75歳以上に限る。）のときは2分の1に相当する額とする。ただし、日券は除く。	
水産動物 游漁料	水産動物 游漁料	水産動物 游漁料	水産動物 游漁料
あ ゆ 友釣り、擬餌釣り、がら掛け（リール竿除外）	あ ゆ 友釣り、擬餌釣り、がら掛け（リール竿除外）	や ま め い わ な か じ か う な ぎ う ぐ い さくらま	や ま め い わ な か じ か う な ぎ う ぐ い さくらま
円	円	円	円
1,000	7,000	置釣り、どう 餌釣り、擬餌釣り	置釣り、どう 餌釣り、擬餌釣り
		1,500	8,000
2 [ 略 ]	2 [ 略 ]	3 第1項の中学生、肢体不自由者及び高齢者（75歳以上に限る。）にあっては、遊漁料納付時に公的機関が発行した当該証明書の提示を求める場合は、これを提示しなければならない。	3 第1項の中学生、肢体不自由者及び高齢者（75歳以上に限る。）にあっては、遊漁料納付時に公的機関が発行した当該証明書の提示を求める場合は、これを提示しなければならない。
第7条～ [ 略 ]	第7条～ [ 略 ]		
備考 改正部分は、下線の部分である。			